

環水大土発第 1912051 号
令和元年 12 月 5 日

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長
(公 印 省 略)

土壤汚染対策法における汚染の除去等の措置の完了条件及び
要措置区域等内の土地の土壤を土壤汚染対策法の対象から外すための認定について

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の施行については、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号。以下「施行通知」という。）をもって通知されたところであるが、汚染の除去等の措置の完了条件及び要措置区域等内の土地の土壤を法の対象から外すための認定については、なお下記事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 汚染の除去等の措置の完了条件について

土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）別表第 8 の 1 の項に規定する、地下水の水質の測定の実施の方法において、地下水の水質の測定を 5 年以上継続して実施しており、かつ、直近の 2 年間において年 4 回以上実施しており、今後、地下水基準に適合しないおそれがないこと（以下「法の地下水の水質の測定の完了条件」という。）が確認できた場合にあっては、当該措置の完了を報告することができることとしている。

一方、平成 31 年 4 月 1 日より前に、改正法による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第 7 条第 1 項の規定による指示を受けた者が、旧法の指示措置等（法においては「実施措置」に相当）として地下水の水質の測定を講じている場合、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により、規則別表第 8 の 1 の項の規定にかかわらず、地下水の水質の測定を継続しているものと思料する。

このように旧法の指示措置等として地下水の水質の測定が講じられている場合

であっても、今後、法の地下水の水質の測定の完了条件を満たしたものについては、法と同様に、指示を受けた者によって汚染除去等計画に準じた計画の提出及び実施措置完了報告に準じた報告が行われれば、当該措置の完了を認めることができるものとして取り扱われたい。ただし、既に法の地下水の水質の測定の完了条件を満たしている場合においては、汚染除去等計画に準じた計画の提出は不要とし、実施措置完了報告に準じた報告のみを行うこととしても差し支えないものとする。

第2 法第16条第1項括弧書の認定について

法第16条第1項括弧書の認定のための調査（以下「認定調査」という。）を掘削前調査の方法により行う場合について、掘削対象単位区画内の土壌のうち、規則第59条の2第2項第3号イの規定による届出に基づく記録において土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土壌（浄化等済土壌、認定調査により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合すると都道府県知事が認めた土壌、要措置区域等外から搬入された土壌であって土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが確認された土壌等を含む。）は、当該土壌が汚染土壌と区別して適切に管理されている場合に試料採取を不要とすることができる（規則第59条の2第6項第1号）。

ここにいう「規則第59条の2第2項第3号イの規定による届出」とは、改正法の施行後に行われた当該要措置区域等への土壌の搬入に係る届出であって、当該要措置区域等の指定の日が改正法の施行前（平成31年3月31日以前）であっても、当該土壌の搬入の日から1年ごとに都道府県知事に届出がなされていれば、差し支えない。なお、当該要措置区域等の指定の日が改正法の施行後であって、当該指定の日から1年ごとに都道府県知事に届出がなされていれば、更なる届出は不要である。

また、認定調査を掘削後調査の方法により行う場合について、掘削対象単位区画内の土壌のうち、試料採取を不要とする土壌の考え方は掘削前調査の方法により行う場合と同じである（規則第59条の3第6項）。